

令和5年度第1回四街道市国民健康保険運営協議会

次第

日 時 令和5年8月8日(火)

午後1時～

場 所 四街道市保健センター第2会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 健康こども部長挨拶

4. 議題

(1) 令和4年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）

【資料1-1、1-2】

(2) 令和4年度四街道市国民健康保険事業計画評価について（報告）【資料2】

(3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（報告）

【資料3-1～3-3】

(4) 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について（報告）

【資料4-1～4-3】

（新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金支給対象期間）

(5) データヘルス計画及び特定健診等実施計画策定に係るスケジュールについて（報告）

【資料5】

(6) 国民健康保険税の課税誤りについて（報告）【資料6】

5. その他

6. 閉 会

国民健康保険特別会計決算(5年間の推移)

資料1-1

【決算】

(千円)

歳入	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	対前年増減額	
国保税	2,017,104	1,975,029	2,032,012	2,005,414	1,925,326	△ 80,088	
一般被保険者	2,005,861	1,971,690	2,030,773	2,004,803	1,924,820	△ 79,983	
退職被保険者	11,243	3,339	1,239	611	506	△ 105	
国庫支出金	0	203	16,970	9,600	43	△ 9,557	
療養給付費等交付金	2,694	-	-	-	-	-	
県支出金	6,284,904	6,180,979	5,773,945	6,050,563	5,990,106	△ 60,457	
繰入金	一般会計繰入金	472,894	501,849	487,623	501,101	499,580	△ 1,521
	保険基盤安定	348,556	376,422	389,044	392,511	389,777	△ 2,734
	未就学児均等割	-	-	-	-	5,989	5,989
	職員給与費等	79,076	72,995	48,612	52,523	49,187	△ 3,336
	出産育児一時金	19,816	25,470	22,389	15,088	12,571	△ 2,517
	財政安定化支援	25,447	26,962	27,578	26,722	25,636	△ 1,086
	その他	-	-	-	14,257	16,420	2,163
基金繰入金	312,466	254,773	1,400	57,065	100	△ 56,965	
繰越金	20,000	25,700	7,069	5,718	15,475	9,757	
諸収入	52,053	38,391	36,661	45,968	50,290	4,322	
合計	9,162,115	8,976,924	8,355,680	8,675,428	8,480,919	△ 194,509	

(千円)

歳出	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	対前年増減額
総務費	52,885	51,145	49,976	53,946	50,047	△ 3,899
保険給付費	6,173,866	6,119,308	5,680,610	5,928,312	5,880,638	△ 47,674
国民健康保険事業費納付金	2,610,511	2,615,621	2,470,144	2,448,054	2,363,615	△ 84,439
共同事業拠出金	1	1	1	1	1	0
保健事業費	97,555	91,471	60,216	76,770	81,893	5,123
諸支出金	146,952	10,320	13,593	21,342	21,343	1
合計	9,081,770	8,887,866	8,274,539	8,528,425	8,397,535	△ 130,890

【被保険者数推移】

(人)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	対前年増減数
一般被保険者数	21,390	20,469	19,907	19,050	17,913	△ 1,137
退職被保険者数	26	1	0	0	0	0
合計	21,416	20,470	19,907	19,050	17,913	△ 1,137

【国保税徴収率推移】

(%)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	対前年増減数
現年課税分	90.6	89.7	90.7	91.4	91.7	0.3
一般被保険者	90.6	89.7	90.7	91.4	91.7	0.3
退職被保険者	97.1	99.2	-	-	-	-
滞納繰越分	18.3	18.4	19.7	19.7	20.8	1.1
一般被保険者	18.3	18.4	19.8	19.8	20.9	1.1
退職被保険者	17.4	19.0	12.2	8.2	9.7	1.5
合計	65.5	66.5	68.5	69.8	71.1	1.3

※数値の端数処理について

各項目の数値は、単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和4年度 四街道市国民健康保険特別会計決算概要

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	3年度	4年度	増減額
総務費	一般管理費	継続	国民健康保険事業に係る一般事務費です。 ・日常事務に要する消耗品の購入や旅費等 ・被保険者証、高額療養費通知等の発送 ・レセプト電算処理、被保険者証作成等の委託	27,267	26,435	△ 832
	連合会負担金	継続	国保連合会へ負担金を支出することによって、国民健康保険事務を円滑に行います。	2,585	2,514	△ 71
	賦課徴税費	継続	国民健康保険税を適正に賦課・徴収するための電算処理事務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理事務及び収納業務を行います。	23,951	20,877	△ 3,074
	運営協議会費	継続	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療、被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。	143	221	78
	合 計			53,946	50,047	△ 3,899
保険給付費	一般被保険者療養給付費	継続	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 令和3年度：308,574件 令和4年度：299,967件	5,127,614	5,058,485	△ 69,129
	退職被保険者等療養給付費	継続	退職被保険者等が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 令和3年度：0件 令和4年度：0件	0	0	0
	療養給付費 計			5,127,614	5,058,485	△ 69,129
	一般被保険者療養費	継続	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 令和3年度：5,618件 令和4年度：5,142件	35,923	35,147	△ 776
	退職被保険者等療養費	継続	退職被保険者等が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 令和3年度：0件 令和4年度：0件	0	0	0
	療養費 計			35,923	35,147	△ 776
	審査支払手数料	継続	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。 【件数】 令和3年度：315,431件 令和4年度：305,382件	12,089	11,695	△ 394
	手数料 計			12,089	11,695	△ 394

	事業名	区分	事業概要	3年度	4年度	増減額
保険給付費	一般被保険者高額療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 令和3年度：13,166件 令和4年度：13,736件	724,074	748,861	24,787
	退職被保険者等高額療養費	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 令和3年度：0件 令和4年度：0件	0	0	0
	一般被保険者高額介護合算療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 令和3年度：27件 令和4年度：21件	492	447	△ 45
	退職被保険者等高額介護合算療養費	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 令和3年度：0件 令和4年度：0件	0	0	0
	高額療養費等 計			724,566	749,309	24,743
	一般被保険者移送費	継続	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 令和3年度：3件 令和4年度：0件	99	0	△ 99
	退職被保険者等移送費	継続	退職被保険者等が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 令和3年度：0件 令和4年度：0件	0	0	0
	出産育児一時金	継続	被保険者の出産に対し、出産育児一時金420,000円を支給します。 【件数】 令和3年度：54件 令和4年度：48件	22,186	19,261	△ 2,925
	葬祭費	継続	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費50,000円を支給します。 【件数】 令和3年度：104件 令和4年度：120件	5,200	6,000	800
	傷病手当金	新規	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染の疑いのある被保険者に傷病手当金を支給します。 【件数】 令和3年度：13件 令和4年度：29件	635	742	107
合 計			5,928,312	5,880,638	△ 47,674	
事業費健康保険納付金	国民健康保険事業費納付金	継続	平成30年度からの国民健康保険制度改正により、千葉県が国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用負担するのに要する費用とその他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む）を千葉県に納付します。	2,448,054	2,363,615	△ 84,439
	合 計			2,448,054	2,363,615	△ 84,439

	事業名	区分	事業概要	3年度	4年度	増減額
共同事業 拠出金	その他共同事業	継続	退職者医療制度への加入対象者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成費用を支出します。	1	1	0
	合計			1	1	0
保健事業費	保健事業費一般	継続	医療費の適正化を図るため、パンフレット作成・医療費通知・ジュネリック医薬品差額通知や被保険者の疾病の予防・早期発見・早期治療のため人間ドック助成事業を行います。 【人間ドック利用助成件数】 令和3年度：830件 令和4年度：884件 【後発医薬品利用差額通知書送付件数】 令和3年度：1,184件 令和4年度：943件 【糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導実施件数】 令和3年度：4件 令和4年度：3件	27,367	28,366	999
	特定健康診査等事業	継続	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 【特定健康診査対象者】 令和3年度：15,808人 令和4年度：15,156人 【受診者】 令和3年度：2,880人 令和4年度：2,858人 【受診率】 令和3年度：18.2% 令和4年度：18.9%	49,403	53,526	4,123
	合計			76,770	81,893	5,123
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 令和3年度：266件 令和4年度：278件	7,383	8,179	796
	退職被保険者等保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 令和3年度：0件 令和4年度：0件	0	0	0
	償還金	継続	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	13,919	13,098	△ 821
	一般被保険者還付加算金	継続	過誤納となった一般被保険者保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 令和3年度：25件 令和4年度：33件	40	66	26
	退職被保険者等還付加算金	継続	過誤納となった退職被保険者等保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 令和3年度：0件 令和4年度：0件	0	0	0
	延滞金	継続	社会保険診療報酬支払基金等に対し、支払が遅れた場合に支払います。 【件数】 令和3年度：0件 令和4年度：0件	0	0	0
	合計			21,342	21,343	1
総計			8,528,425	8,397,535	△ 130,890	

※数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和 4 年度四街道市国民健康保険事業計画評価

1 主な事業

(1) 適用適正化対策事業の推進

① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

※実施状況評価

国民年金第 1 号・3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、届け出又は、職権喪失による資格の適正管理につなげることができた。

② 居所不明被保険者の実態調査〈3 月〉

各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。

※実施状況評価

保険税納付書や被保険者証の送致不能者の居住状況の現況調査を実施し、住民票担当課（窓口サービス課）との連携を図り、住民登録及び国保資格の適正管理につなげることができた。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈1 1 月〉

擬制世帯等^{*}の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

^{*}… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

※実施状況評価

調査票を発送し、被用者保険の被扶養者の対象となる可能性があることを周知し、資格の適正管理につなげることができた。

(2) 国保税収納率向上対策事業の推進

① 収納体制の整備〈通年〉【新規】

令和 4 年度より、国保税過年度分の徴収業務について、総務部収税課へ移管し、徴収業務の効率化を図る。

※実施状況評価

令和 4 年度から過年度分の国保税については、徴収業務を総務部収税課へ移管して効率化を図るとともに、現年度分とあわせて徴収業務の強化を図った。

また、市税等収納向上対策本部を活用し、年間計画に基づいて休日納税相談、電話催告を実施し、国保税収納率向上につなげた。

② 短期被保険者証、資格証明書の交付〈通年〉

滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や資格証明書を交付する。

※実施状況評価

滞納者の保険証更新時に、分割で納付している方には、短期被保険者証を交付し、定期的な納税相談を行っている。また、納税相談の要請に応じない世帯の方には資格証明書を交付した。

③ 口座振替の促進〈通年〉【新規】

納め忘れのない口座振替利用の積極的な勧奨を行う。また、令和4年度から国保税において先行導入するペイジー口座振替受付サービスを活用し、口座振替の申込を国保年金課の窓口で行う体制を確立する。

※実施状況評価

市役所の窓口で口座振替の手続きが可能となるペイジー口座振替サービスを導入した上で、窓口対応時などに口座振替利用の勧奨を行った。

(3) 医療費適正化対策事業の促進

① レセプト点検の充実〈毎月〉

医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会と市で審査（点検）する。

※実施状況評価

被保険者資格の点検及び委託業者により内容の点検を行い、診療報酬の支払いの適正化を図った。

② 医療費通知〈1月、3月〉

医療費の内訳を被保険者に通知する。

※実施状況評価

医療費通知を年2回送付し、被保険者自身に通院日数、一部負担額などについて通知することで、医療費への関心をもってもらった。

③ ジェネリック医薬品利用の促進〈8月、2月〉

ジェネリック医薬品の利用を促進するための物品の配布や通知を行う。

※実施状況評価

国保加入手続き時には窓口にて、ジェネリック医薬品希望カード兼保険証ケースを配布するとともに、8月と2月にはジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知し、先発医薬品より安価なジェネリック医薬品利用率の向上に努めた。

④ 第三者行為による給付に対する求償〈7月、11月、3月〉

交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。

また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで、第三者行為の発見に繋げる。

※実施状況評価

千葉県国民健康保険団体連合会への委託等により、当市で立替えた医療費の求償を実施することで、適正な医療給付の在り方に資することができた。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進〈通年〉

平成30年度から令和5年度までを期間とした第3期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施する。

※実施状況評価

特定健診は対象者全員に通知しており、市政だよりやホームページへの記事掲載、市施設等でのチラシの配布により特定健診の内容を広報した。個別健診は4～12月、集団健診は6、7、12月に実施した。

また、特定健康診査未受診者への勧奨事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当初の予定よりも発送数を減らして実施した。

② 短期人間ドックの助成事業〈通年〉

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の7に相当する額の助成（最大25,000円）を行う。

※実施状況評価

短期人間ドック受検をすることで生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上が図れることから、受検費用の一部助成を行うことを、市政だよりや市ホームページ、検診ガイドなどで周知を行い、短期人間ドック受検の推進を行った。

③ 保健指導事業の推進〈通年〉

健康増進課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業を実施する。

※実施状況評価

糖尿病性腎症の重症化予防を目的としたプログラムについて、かかりつけ医と連携し、事業を実施した。

(5) 普及啓発事業の推進〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、疾病予防などについての周知を行う。

※実施状況評価

市広報誌「市政だより」やホームページを活用し、国民健康保険の運営状況、国保制度（広域化を含む。）及び事業の周知・啓発を行った。

(6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討

千葉県国民健康保険運営方針による千葉県標準保険料率及び国保事業費納付金等に基づき、国民健康保険税の課税方式、税率などのあり方を引き続き検討する。

※実施状況評価

県から示された標準保険料率と当市の現在の保険税率を比較すると、主に後期高齢者支援分と介護分で乖離しており、保険税率を改定する必要がある。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を考慮し、令和3年度以降は保険税率の改定を行っておらず、当市の保険税率と標準保険料率との乖離幅が大きくなっている。

令和6年度以降の国民健康保険税率については、令和元年度中の四街道市国民健康保険運営協議会で決定した「県の示す標準保険料率に合わせ保険税率を改定する」ことを原則とし、昨今の物価上昇等による被保険者の生活費負担の増加に配慮し、可能な限り段階的な改定に努め、また、「赤字補てん目的の一般会計からの繰入（法定外繰入）は行わない」という市の方針に沿って、財政調整基金の残高を鑑みながら改定を行うこととした。

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(専決処分)

(軽減判定所得基準額の改正)

改正の概要

低所得世帯に対する国民健康保険税の負担軽減を図るため、保険税の減額を行うものです。国民健康保険の納税義務者及び世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下の場合に、その納税義務者に対して賦課する均等割額及び世帯別平等割額を政令で定める基準に従い、その市町村の条例で定める額を減額した後に賦課するものです。

今般、物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように政令で定める基準となる額が引き上げられたことを受け、地方税法等の一部改正に伴い、市国民健康保険税条例において定める額を変更いたしました。

対象者

対象となるのは、四街道市国民健康保険の納税義務を有する方のうち、均等割額と平等割額の5割又は2割の軽減を受ける方です。

※7割の軽減を受ける方の基準額に変更はありません。

施行期日

令和5年4月1日

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

四街道市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減</p>

じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び
特定同一世帯所属者 1 人につき53万5千円を加算した金額を超えない
世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

ア～エ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証 (雇用保険法施行規則 (昭和50年労働省令第3号) 第17条の2 第1項第1号に規定するものをいう。) 又は雇用保険受給資格通知 (同令第19条第3項に規定するものをいう。) の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額 (年齢65歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」と

じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び
特定同一世帯所属者 1 人につき52万円を加算した金額を超えない世
帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

ア～エ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証 (雇用保険法施行規則 (昭和50年労働省令第3号) 第17条の2 第1項第1号に規定するものをいう。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額 (年齢65歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」と

する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金

する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金

額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の

金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第

規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する

同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規

条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

(新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金支給対象期間の終期)

制度概要

四街道市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

対象者

以下のすべてを満たす方

- ①四街道市国民健康保険被保険者
- ②勤務先から給与の支給を受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状によりその疑いがあり、就労できなかった期間がある方
- ④上記③の就労ができなかった期間について給与等の全額、または一部が支給されていない方

支給額

$(\text{直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{日数}$

注1:ただし、給与等が一部減額されている場合や休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額されたり、支給されないことがあります。

注2:支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日～令和5年5月7日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月まで)

支給実績(令和5年7月14日現在)

【令和3年度】件数: 13件 支給額: 634,876円
【令和4年度】件数: 29件 支給額: 741,723円
【令和5年度】件数: 4件 支給額: 156,154円

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四街道市国民健康保険条例施行規則（昭和 53 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金の支給を始める日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四街道市国民健康保険条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p data-bbox="286 320 383 352">附 則</p> <p data-bbox="212 368 389 400">1、2 (略)</p> <p data-bbox="250 421 696 453">(条例附則第3項の規則で定める日)</p> <p data-bbox="212 474 1104 596">3 条例附則第3項の規則で定める日は、<u>令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金の支給を始める日</u>とする。</p>	<p data-bbox="1209 320 1305 352">附 則</p> <p data-bbox="1135 368 1312 400">1、2 (略)</p> <p data-bbox="1173 421 1619 453">(条例附則第3項の規則で定める日)</p> <p data-bbox="1135 474 2011 505">3 条例附則第3項の規則で定める日は、<u>令和5年3月31日</u>とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

データヘルス計画及び特定健診等実施計画策定に係るスケジュールについて

1. データヘルス計画及び特定健診等実施計画策定について

現在、令和6年度から11年度を計画期間とする第3期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期四街道市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定作業を進めているところです。

2. 計画策定にかかるスケジュールの変更について

当初は、本日の協議会において、次期計画の策定について諮問をさせていただくことを予定していましたが、内部で検討したところ、体裁の整った計画書の素案をお示ししながら、諮問させていただく方が、皆様からのご意見を頂戴するのに好ましいと判断いたしました。11月に開催を予定している協議会において、次期計画策定について諮問をさせていただきたいと考えております。

変更後のスケジュール（予定）

令和5年5～8月	現状分析（業者委託）
令和5年8～10月	計画素案の作成
令和5年11月	四街道市国保運営協議会で素案の提示・諮問
令和6年1～2月	四街道市国保運営協議会で計画案の説明・答申

国民健康保険税の課税誤りについて

健康こども部国保年金課

国民健康保険税について、一部の方に対する賦課及び減額が未処理であることが判明しました。

■経緯

令和5年5月、令和5年度国民健康保険税の課税にあたり、加入・脱退などの資格や所得の状況など過去に遡って申請があったものについて、従前は課税担当職員が申請等の内容を確認、処理を行っておりましたが、一部の方について処理の漏れがあり、税額に誤りがあることが判明しました。

なお、今後は賦課・徴収用システムにおいて税額変更の可能性のある方を抽出する機能を活用してまいります。

■課税誤りの件数と税額

(1) 国民健康保険税が増額となる件数及び金額

令和2年度から3年度まで 11件 合計 649,800円

※地方税法の規定により、遡って賦課可能な期間は3年となります。

(2) 国民健康保険税が減額となる件数及び金額

平成30年度から令和3年度まで 14件 合計 523,900円

※地方税法の規定により、減額可能な期間は5年となります。

■今後の対応

国民健康保険税の課税誤りの方に対して、個別にお詫びと内容の説明を行い、納付をお願いいたします。また納付済みの方に対しては、還付いたします。

■再発防止策

今後は、システムを使用して国民健康保険税の税額が変更になる可能性がある方を抽出し、複数の職員が内容を確認した上で、その判定した内容をシステムに入力しなければ処理が完了しないため、必要な処理を漏れなく行えるようになっています。

また、事務マニュアルを再整備するとともに、複数の職員で確認することにより処理漏れののないよう管理を徹底します。